# 令和 6 年 7 月 25 日からの大雨により被災されたお客様に対する 電気料金等の特別措置について

令和6年7月25日からの大雨により被災されたお客様に、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの災害により、災害救助法が適用された地域において、電気料金等の特別措置の適用を行うことといたしました。

対象となる地域において、被災されたお客様からのお申し出に応じて適用させていただきます。お客様の状況に応じて、ご相談させて頂きますので、下記連絡先へご連絡ください。

## 1 適用対象(別紙)

令和6年7月25日からの大雨により災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村で当社と電気のご契約をいただいているお客様。

災害救助法の対象となる市町村は別紙および内閣府ホームページにおいてご確認いただけます。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\_tekiyou.html

#### 2 特別措置の内容

ア 電気料金の支払期日の1ヶ月間延長

以下表の通り、電気料金の支払期限を延伸いたします。

低圧のお客様	2024年5月、6月、7月および8月分の電気料金を対象として支払期日を
	それぞれ 1 ヶ月間延長いたします。
高圧•特別高圧	2024年6月、7月、8月および9月分の電気料金を対象として支払期日を
のお客様	それぞれ 1 ヶ月間延長いたします。

## イ 不使用月の電気料金の免除

被災日から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を被災日が属する月分の翌月分から 6ヶ月間に限り、免除いたします。

#### ウ 工事費負担金等の免除

被災されたお客様が被災前と同じ契約内容で 2025 年 1 月末日までに電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金は申し受けません。

被災されたお客様が引込線、計量器等の取付位置の変更を 2025 年 1 月末日までに申し込まれた場合は、諸工料を申し受けません。

#### エ 臨時工事費の免除

被災されたお客様が臨時電灯または臨時電力の使用を2025年1月末日までに申し込まれた場合は、臨時工事費を申し受けません。

オ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害のため一時使用不能となった電気設備について、2025 年 1 月末日までの間は、復旧するまでその使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

## ■お問合せ先

低圧のお客様

出光興産「電気お客様センター」

〇0120-033-364(フリーダイヤル)

※ガイダンス 6「その他」をお選びください

【受付時間】9:00-17:30(12月29日~1月3日を除く)

#### 高圧・特別高圧のお客様

【受付時間】9:00-17:30(土日祝日および年末年始・当社指定休日を除く)

# ■適用対象市町村名(7月29日時点)

# ⊳東北電力管内

<災害救助法適用日:7月25日>

●災害救助法適用市町村(秋田県:6市2町2村、山形県:6市7町3村)

都道府県	市町村
秋田県	横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市
	北秋田郡上小阿仁村、仙北郡三郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村
山形県	鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、村山市、尾花沢市
	最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡真室川町
	最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村、東田川郡三川町
	東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町

以上